

令和4年9月2日招集

陸前高田市議会定例会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案 等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	令和3年度陸前高田市健全化判断比率の報告について
報 告 第 2 号	令和3年度陸前高田市資金不足比率の報告について
議 案 第 1 号	教育長の任命について
議 案 第 2 号	教育委員会の委員の任命について
議 案 第 3 号	損害賠償の額を定めることについて
議 案 第 4 号	陸前高田市立社会教育施設整備基金条例を廃止する条例
議 案 第 5 号	下水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例
議 案 第 6 号	陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 8 号	陸前高田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議 案 第 9 号	陸前高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 10 号	令和4年度陸前高田市一般会計補正予算（第3号）
議 案 第 11 号	令和4年度陸前高田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

番 号	件 名
議 案 第 12 号	令和 4 年度陸前高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 13 号	令和 4 年度陸前高田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 14 号	令和 4 年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 15 号	令和 4 年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 16 号	令和 4 年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 17 号	令和 3 年度陸前高田市一般会計歳入歳出決算
議 案 第 18 号	令和 3 年度陸前高田市下水道事業特別会計歳入歳出決算
議 案 第 19 号	令和 3 年度陸前高田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
議 案 第 20 号	令和 3 年度陸前高田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
議 案 第 21 号	令和 3 年度陸前高田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
議 案 第 22 号	令和 3 年度陸前高田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議 案 第 23 号	令和 3 年度陸前高田市介護保険特別会計歳入歳出決算
議 案 第 24 号	令和 3 年度陸前高田市水道事業会計決算
議 案 第 25 号	令和 3 年度陸前高田市及び大船渡市営林組合会計歳入歳出決算

報告第1号

令和3年度陸前高田市健全化判断比率の報告について

令和3年度陸前高田市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり議会に報告する。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.01)	— (19.01)	14.5 (25.0)	— (350.0)

（上段：当市比率（傍線：該当なし）、下段：早期健全化基準）

令和4年9月2日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

報告第2号

令和3年度陸前高田市資金不足比率の報告について

令和3年度陸前高田市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり議会に報告する。

特別会計の名称	資金不足比率（％）
令和3年度陸前高田市下水道事業特別会計	—
令和3年度陸前高田市農業集落排水事業特別会計	—
令和3年度陸前高田市漁業集落排水事業特別会計	—
令和3年度陸前高田市水道事業会計	—

（傍線：該当なし）

令和4年9月2日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

議案第 1 号

教育長の任命について

次の者を陸前高田市教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 山 田 市 雄

生年月日

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

教育長の任期満了に伴い、その後任を任命しようとして提案するものである。

参考資料

經 歷 書

議案第 2 号

教育委員会の委員の任命について

次の者を陸前高田市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 木 下 邦 男

生年月日

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

教育委員会の委員の 1 人の任期が令和 4 年 9 月 3 0 日をもって満了することに伴い、その後任を任命しようとして提案するものである。

参考資料

經 歷 書

議案第 3 号

損害賠償の額を定めることについて

側溝に設置した縞鋼板の跳ね上がりにより民間車両に損傷を与えた事故について、次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の相手方

省略

2 損害賠償の額

34,826 円

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

市道小黒山 2 号線において、側溝に設置した縞鋼板が跳ね上がり、民間車両の車体底部に損傷を与えた事故について、損害賠償の額を定めようとして提案するものである。

議案第 4 号

陸前高田市立社会教育施設整備基金条例を廃止する条例

陸前高田市立社会教育施設整備基金条例（平成 23 年条例第 19 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

東日本大震災により被災を受けた社会教育施設整備が完了したことに伴い、陸前高田市立社会教育施設整備基金条例を廃止しようとして提案するものである。

陸前高田市立社会教育施設整備基金条例を廃止する条例

陸前高田市立社会教育施設整備基金条例（平成 23 年条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

下水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例

下水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

下水道事業等の地方公営企業法適用に伴い、所要の改正等をしようとして提案するものである。

下水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例

(陸前高田市部等設置条例の一部改正)

第1条 陸前高田市部等設置条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第3条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) 、、、(略) (6) 建設部 ア～ウ 、、、(略) <u>エ 下水道に関すること。</u> <u>オ～ク</u> 、、、(略) (7) 、、、(略)	(分掌事務) 第3条 部等の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) 、、、(略) (6) 建設部 ア～ウ 、、、(略) <u>エ～キ</u> 、、、(略) (7) 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 陸前高田市附属機関設置条例（昭和30年条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、次の附属機関を置く。 (1)～(8) 、、、(略) (調査審議事項) 第2条 前条の附属機関は、次の各号に掲げる附属機関に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。 (1)～(8) 、、、(略)	(設置) 第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、次の附属機関を置く。 (1)～(8) 、、、(略) <u>(9) 陸前高田市下水道事業審議会</u> (調査審議事項) 第2条 前条の附属機関は、次の各号に掲げる附属機関に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。 (1)～(8) 、、、(略) <u>(9) 陸前高田市下水道事業審議会 本市の下水道事業の運営に関する必要な事項</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市行政手続条例の一部改正)

第3条 陸前高田市行政手続条例（平成8年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 、、、(略) (6) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは<u>水道事業管理者の権限を有する市長</u>（以下「市長等」という。）若しくは消防本部等若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。 (7)及び(8) 、、、(略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 、、、(略) (6) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長等」という。）若しくは消防本部等若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。 (7)及び(8) 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第4条 陸前高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 、、、(略) (2) 市の機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長等」という。）若しくは消防本部若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。 (3)～(10) 、、、(略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 、、、(略) (2) 市の機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長等」という。）若しくは消防本部若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。 (3)～(10) 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市情報公開条例の一部改正)

第5条 陸前高田市情報公開条例（平成16年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>、消防本部及び議会をい	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>、消防本部及び議会をい

う。 (2) 、 、 、 (略)	う。 (2) 、 、 、 (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市職員定数条例の一部改正)

第6条 陸前高田市職員定数条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局、学校、学校以外の教育機関、消防機関及び水道事業_____に常時勤務する一般職の職員（6月以内の期間を定めて雇用される者、休職中の者、他の地方公共団体に派遣された者及び公益的法人等に派遣された者で市長が承認したものを除く。）の定数を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(9) 、 、 、 (略) (10) 水道事業_____ 13人 (分課等別の職員の定数) 第3条 前条に掲げる事務部局、学校、学校以外の教育機関、消防機関及び水道事業_____の内部組織分課等別の定数は、任命権者が定める。	(趣旨) 第1条 この条例は、議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局、学校、学校以外の教育機関、消防機関、水道事業及び下水道事業に常時勤務する一般職の職員（6月以内の期間を定めて雇用される者、休職中の者、他の地方公共団体に派遣された者及び公益的法人等に派遣された者で市長が承認したものを除く。）の定数を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(9) 、 、 、 (略) (10) 水道事業及び下水道事業_____ 13人 (分課等別の職員の定数) 第3条 前条に掲げる事務部局、学校、学校以外の教育機関、消防機関、水道事業及び下水道事業の内部組織分課等別の定数は、任命権者が定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第7条 陸前高田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(指定管理者の募集) 第2条 市長、教育委員会又は<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(3) 、 、 、 (略) 2 、 、 、 (略)	(指定管理者の募集) 第2条 市長、教育委員会又は<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(3) 、 、 、 (略) 2 、 、 、 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

(陸前高田市小規模給水施設設置条例の一部改正)

第8条 陸前高田市小規模給水施設設置条例(昭和63年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、<u>陸前高田市水道事業の設置等に関する条例</u>(昭和43年条例第5号。以下「水道事業設置条例」という。)第2条第2項に規定する区域外で、生活用水その他の浄水を確保することが困難な地区に、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資するため、小規模給水施設を設置して、清浄な水の供給を図ることを目的とする。 (管理) 第5条 小規模給水施設は、陸前高田市水道事業が<u>管理する。</u> 2 前項の管理については、市長が<u>適当と認める公共的団体に委託することができる。</u> (経理) 第6条 小規模給水施設の管理に係る収支は、<u>水道事業設置条例第3条の2に規定する特別会計に計上して経理する。</u> (一般会計からの繰出し) 第7条 小規模給水施設の管理に係る収支に不足額を生じたときは、<u>その不足する額を一般会計から繰り出すものとする。</u>	(目的) 第1条 この条例は、<u>陸前高田市上下水道事業の設置等に関する条例</u>(昭和43年条例第5号)第2条第2項に規定する区域外で、生活用水その他の浄水を確保することが困難な地区に、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資するため、小規模給水施設を設置して、清浄な水の供給を図ることを目的とする。 (管理) 第5条 小規模給水施設は、陸前高田市水道事業、<u>又は市長が適当と認める公共的団体に管理を委託することができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市農業集落排水施設条例の一部改正)

第9条 陸前高田市農業集落排水施設条例(平成11年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(新設等の承認) 第4条 排水設備の新設、改造又は撤去(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめその計画が規則で定める排水設備の設計基準に適合するものであることについて、<u>市長</u> _____の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	(新設等の承認) 第4条 排水設備の新設、改造又は撤去(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめその計画が規則で定める排水設備の設計基準に適合するものであることについて、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「権限を行う市長」という。)</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の工事の施行) 第6条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、陸前高田市下水道条例（平成10年条例第26号）第7条に規定する<u>市長</u>が指定した者の監理の下において、同条に規定する排水設備工事指定店でなければ行っていない。 2 、、、（略） (排水設備の工事の検査) 第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、検査を受けなければならない。 (利用開始等の届出) 第9条 利用者は、排水施設の利用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとするときは、利用を開始する年月日、世帯員の数その他規則で定める事項について、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。 2 利用者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに、<u>市長</u>に届け出なければならない。 (使用料) 第10条 <u>市長</u>は、排水施設の利用について、利用者から使用料を徴収する。 2 、、、（略） (使用料の減免) 第11条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (損害賠償) 第12条 排水施設の機能を妨げ、又はこれを損傷した者は、<u>市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。	(排水設備の工事の施行) 第6条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、陸前高田市下水道条例（平成10年条例第26号）第7条に規定する<u>権限を行う市長</u>が指定した者の監理の下において、同条に規定する排水設備工事指定店でなければ行っていない。 2 、、、（略） (排水設備の工事の検査) 第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>権限を行う市長</u>に届け出て、検査を受けなければならない。 (利用開始等の届出) 第9条 利用者は、排水施設の利用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとするときは、利用を開始する年月日、世帯員の数その他規則で定める事項について、あらかじめ<u>権限を行う市長</u>に届け出なければならない。 2 利用者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに、<u>権限を行う市長</u>に届け出なければならない。 (使用料) 第10条 <u>権限を行う市長</u>は、排水施設の利用について、利用者から使用料を徴収する。 2 、、、（略） (使用料の減免) 第11条 <u>権限を行う市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (損害賠償) 第12条 排水施設の機能を妨げ、又はこれを損傷した者は、<u>権限を行う市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市農業集落排水事業分担金条例の一部改正)

第10条 陸前高田市農業集落排水事業分担金条例（平成11年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(排水区域の告示) 第3条 <u>市長</u>は、農業集落排水事業の排水区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。その排水区域を変更するときも、同様とする。	(排水区域の告示) 第3条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>権限を行う市長</u>」という。）は、農業集落排水事業の排水区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。その排水区域を変更するときも、同様とする。

(分担金の額) 第5条 、、、(略) 2 市長_____は、分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、納付方法、納期等を受益者に通知するものとする。 (分担金の徴収猶予) 第6条 市長_____は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金の徴収を猶予することができる。 (1) 、、、(略) (2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると市長_____が認めるとき。 (分担金の減免) 第7条 市長_____は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。 (受益者の変更) 第8条 第3条に規定する告示の日以後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長_____に届け出たときは、新たに受益者になった者が、当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。	(分担金の額) 第5条 、、、(略) 2 権限を行う市長は、分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、納付方法、納期等を受益者に通知するものとする。 (分担金の徴収猶予) 第6条 権限を行う市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金の徴収を猶予することができる。 (1) 、、、(略) (2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると権限を行う市長_____が認めるとき。 (分担金の減免) 第7条 権限を行う市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。 (受益者の変更) 第8条 第3条に規定する告示の日以後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を権限を行う市長_____に届け出たときは、新たに受益者になった者が、当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市漁業集落排水施設条例の一部改正)

第11条 陸前高田市漁業集落排水施設条例（平成16年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(排水設備の計画の確認) 第4条 排水設備の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が規則で定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、市長_____ _____ の確認を受けなければならない。 2 前項の申請者は、同項の確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、確認を受けた事項の変更で排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのないものについては、事前にその旨を市長_____に届け出ることをもって足りる。 (工事の検査) 第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長_____に届け出て、	(排水設備の計画の確認) 第4条 排水設備の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が規則で定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「権限を行う市長」という。） _____ の確認を受けなければならない。 2 前項の申請者は、同項の確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、確認を受けた事項の変更で排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのないものについては、事前にその旨を<u>権限を行う市長</u>に届け出ることをもって足りる。 (工事の検査) 第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>権限を行う市長</u>に届け出て、

検査を受けなければならない。 (利用開始等の届出) 第9条 利用者は、排水処理施設の利用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその利用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 2 利用者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。 (使用料) 第10条 <u>市長</u>は、排水処理施設の使用料を利用者から徴収する。 2 \ \ \ (略) (使用料の減免) 第11条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (損害賠償等) 第12条 排水処理施設の機能を妨げ、又はこれを損傷した者は、<u>市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。	検査を受けなければならない。 (利用開始等の届出) 第9条 利用者は、排水処理施設の利用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその利用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を<u>権限を行う市長</u>に届け出なければならない。 2 利用者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに<u>権限を行う市長</u>に届け出なければならない。 (使用料) 第10条 <u>権限を行う市長</u>は、排水処理施設の使用料を利用者から徴収する。 2 \ \ \ (略) (使用料の減免) 第11条 <u>権限を行う市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (損害賠償等) 第12条 排水処理施設の機能を妨げ、又はこれを損傷した者は、<u>権限を行う市長</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市漁業集落排水事業分担金条例の一部改正)

第12条 陸前高田市漁業集落排水事業分担金条例（平成16年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(排水処理区域の告示) 第3条 <u>市長</u>は、排水処理区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。排水処理区域を変更するときも、同様とする。 (分担金の額) 第5条 \ \ \ (略) 2 <u>市長</u>は、分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、納付方法、納期等を受益者に通知するものとする。 (分担金の徴収猶予) 第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金の徴収を猶予することができる。 (1) \ \ \ (略) (2) 前号に掲げる場合のほか、特別な事情があると<u>市長</u>が認めるとき。	(排水処理区域の告示) 第3条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>権限を行う市長</u>」という。）は、排水処理区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。排水処理区域を変更するときも、同様とする。 (分担金の額) 第5条 \ \ \ (略) 2 <u>権限を行う市長</u>は、分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、納付方法、納期等を受益者に通知するものとする。 (分担金の徴収猶予) 第6条 <u>権限を行う市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金の徴収を猶予することができる。 (1) \ \ \ (略) (2) 前号に掲げる場合のほか、特別な事情があると<u>権限を行う市長</u>が認めるとき。

(分担金の減免) 第7条 <u>市長</u> は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。 (受益者の変更) 第8条 第3条に規定する告示の日以後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u> に届け出たときは、新たに受益者になった者が、当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。	(分担金の減免) 第7条 <u>権限を行う市長</u> は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。 (受益者の変更) 第8条 第3条に規定する告示の日以後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>権限を行う市長</u> に届け出たときは、新たに受益者になった者が、当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市下水道条例の一部改正)

第13条 陸前高田市下水道条例（平成10年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、<u>市の設置する公共下水道</u>の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。 (排水設備の設置義務) 第4条 排水設備設置義務者は、法第9条の規定により<u>市長</u> が告示した公共下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると<u>市長</u> が認めたときは、その期間を延長することができる。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1)及び(2) 、、（略） (3) 汚水を排除すべき配水管の内径及びこう配は、<u>市長</u> が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものは、排水人口の区分にかかわらず、内径にあっては75ミリメートル以上、こう配にあっては100分の3以上とすることができる。	(趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、<u>公共下水道</u>の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。 (排水設備の設置義務) 第4条 排水設備設置義務者は、法第9条の規定により<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> （以下「権限を行う市長」という。）が告示した公共下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると<u>権限を行う市長</u> が認めたときは、その期間を延長することができる。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1)及び(2) 、、（略） (3) 汚水を排除すべき配水管の内径及びこう配は、<u>権限を行う市長</u> が特別の事情があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものは、排水人口の区分にかかわらず、内径にあっては75ミリメートル以上、こう配にあっては100分の3以上とすることができる。
～（略）～	～（略）～

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、確認を受けた事項の変更で排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのないものについては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）は、市長が指定した者（以下「排水設備工事指定店」という。）でなければ行ってはならない。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(特別の事情による公共ます等の設置)

第9条 排水設備等の新設等を行おうとする者が、特別の事情により公共ます及びその取付管の新設等を必要とするときは、その者が当該工事に伴う費用を負担しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 ッ、(略)

(使用者の異動の届出)

第14条 使用者に異動があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用の制限)

第15条 市長は、災害その他公共下水道の管理上やむを得ない事情があるときは、使用者に対して公共下水道の使用を制限し、又は停止を命ずることができる。

(使用料の徴収)

第16条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 ッ、(略)

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、権限を行う市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、確認を受けた事項の変更で排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのないものについては、事前にその旨を権限を行う市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）は、権限を行う市長が指定した者（以下「排水設備工事指定店」という。）でなければ行ってはならない。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を権限を行う市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(特別の事情による公共ます等の設置)

第9条 排水設備等の新設等を行おうとする者が、特別の事情により公共ます及びその取付管の新設等を必要とするときは、その者が当該工事に伴う費用を負担しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると権限を行う市長が認めたときは、この限りでない。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を権限を行う市長に届け出なければならない。

2 ッ、(略)

(使用者の異動の届出)

第14条 使用者に異動があったときは、速やかに、その旨を権限を行う市長に届け出なければならない。

(使用の制限)

第15条 権限を行う市長は、災害その他公共下水道の管理上やむを得ない事情があるときは、使用者に対して公共下水道の使用を制限し、又は停止を命ずることができる。

(使用料の徴収)

第16条 権限を行う市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 ッ、(略)

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用

する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長

が必要と認めたときに行う。

(排除した汚水量の認定)

第18条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 、、、(略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合又は水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なることとなる使用者は、公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合においては、市長は、前2号の規定にかかわらず、申告書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(計量装置の設置)

第19条 市長は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計量のための装置の設置に必要な措置を講ずるものとする。

(資料の提出)

第20条 市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項に掲げる行為を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(占用)

第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(占用料の徴収)

する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、権限を行う市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他権限を行う市長

が必要と認めたときに行う。

(排除した汚水量の認定)

第18条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 、、、(略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合又は水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の態様を勘案して権限を行う市長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なることとなる使用者は、公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を権限を行う市長に提出しなければならない。この場合においては、権限を行う市長は、前2号の規定にかかわらず、申告書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(計量装置の設置)

第19条 権限を行う市長は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計量のための装置の設置に必要な措置を講ずるものとする。

(資料の提出)

第20条 権限を行う市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項に掲げる行為を行おうとする者は、権限を行う市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(占用)

第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、権限を行う市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(占用料の徴収)

第24条 市長_____は、前条の許可を受けた者(以下「占有者」という。)から占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1)及び(2) \ \ \ (略) (3) その他特別の事情があると市長_____が認めたもの 2 \ \ \ (略) (原状回復) 第25条 占有者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、速やかに、市長_____に届け出るとともに当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長_____が認めたときは、この限りでない。 2 市長_____は、占有者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 (使用料の減免) 第27条 市長_____は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。	第24条 権限を行う市長は、前条の許可を受けた者(以下「占有者」という。)から占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1)及び(2) \ \ \ (略) (3) その他特別の事情があると<u>権限を行う市長</u>_____が認めたもの 2 \ \ \ (略) (原状回復) 第25条 占有者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、速やかに、<u>権限を行う市長</u>_____に届け出るとともに当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると<u>権限を行う市長</u>_____が認めたときは、この限りでない。 2 <u>権限を行う市長</u>_____は、占有者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 (使用料の減免) 第27条 <u>権限を行う市長</u>_____は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第14条 陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(受益者) 第2条 \ \ \ (略) 2 市長_____は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。 (賦課対象区域) 第4条 市長_____は、毎年度、当該年度に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。 2 \ \ \ (略)	(受益者) 第2条 \ \ \ (略) 2 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「権限を行う市長」という。）</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。 (賦課対象区域) 第4条 <u>権限を行う市長</u>は、毎年度、当該年度に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。 2 \ \ \ (略)

(受益者の申告)

第5条 受益者は、前条第1項の告示の日以後において、市長が定める日までにその所有し、又は地上権等を有する土地の地積その他の負担金の賦課に必要な事項について申告しなければならない。

(不申告等による認定)

第6条 市長は、前条の規定による受益者の申告がなかったとき又は申告の内容が事実と異なると認めたときは、その申告によらないで申告すべき事項を認定することができる。

(賦課及び徴収)

第7条 市長は、第4条第1項の告示の日現在における当該告示をした賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第3条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 、、、(略)

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、速やかに、当該負担金の額、その納期限等を受益者に通知しなければならない。

4 、、、(略)

(一括納付報奨金)

第8条 市長は、受益者が前条第4項ただし書の規定により負担金の全額を一括納付したときは、当該受益者に一括納付報奨金を交付するものとする。

(徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)及び(2) 、、、(略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特別の事情があると市長が認めるとき。

(減免等)

第10条 、、、(略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者に対し、負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)～(5) 、、、(略)

3 、、、(略)

(受益者の変更)

第11条 第4条第1項の告示の日以後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべ

(受益者の申告)

第5条 受益者は、前条第1項の告示の日以後において、権限を行う市長が定める日までにその所有し、又は地上権等を有する土地の地積その他の負担金の賦課に必要な事項について申告しなければならない。

(不申告等による認定)

第6条 権限を行う市長は、前条の規定による受益者の申告がなかったとき又は申告の内容が事実と異なると認めたときは、その申告によらないで申告すべき事項を認定することができる。

(賦課及び徴収)

第7条 権限を行う市長は、第4条第1項の告示の日現在における当該告示をした賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第3条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 、、、(略)

3 権限を行う市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、速やかに、当該負担金の額、その納期限等を受益者に通知しなければならない。

4 、、、(略)

(一括納付報奨金)

第8条 権限を行う市長は、受益者が前条第4項ただし書の規定により負担金の全額を一括納付したときは、当該受益者に一括納付報奨金を交付するものとする。

(徴収猶予)

第9条 権限を行う市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)及び(2) 、、、(略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特別の事情があると権限を行う市長が認めるとき。

(減免等)

第10条 、、、(略)

2 権限を行う市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者に対し、負担金を減額し、又は免除することができる。

(1)～(5) 、、、(略)

3 、、、(略)

(受益者の変更)

第11条 第4条第1項の告示の日以後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を権限を行う市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべ

き時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。 (督促手数料及び延滞金) 第12条 督促手数料及び延滞金に関しては、陸前高田市税外収入未納金等徴収条例（昭和50年条例第3号）の規定を準用する。この場合において、同条例_____第4条第1項及び第4条の2中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。	き時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。 (督促手数料及び延滞金) 第12条 督促手数料及び延滞金に関しては、陸前高田市税外収入未納金等徴収条例（昭和50年条例第3号）の規定を準用する。この場合において、同条例第2条第1項中「20日以内」とあるのは「5年以内」と、第4条第1項及び第4条の2中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市公共下水道区域外流入分担金条例の一部改正)

第15条 陸前高田市公共下水道区域外流入分担金条例（平成27年条例第10号）

の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分担金の徴収方法等) 第5条 市長_____は、分担金の額を定めたときは、速やかに、当該分担金の額、納期限、納入場所等を区域外流入を行う者に通知しなければならない。 2 分担金は、許可の際に一括して徴収するものとする。ただし、市長_____が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (分担金の減免等) 第6条 \ \ \ (略) 2 市長_____は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)～(4) \ \ \ (略) (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上その他特別の理由があると市長_____が認めるとき。	(分担金の徴収方法等) 第5条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>権限を行う市長</u>」という。）は、分担金の額を定めたときは、速やかに、当該分担金の額、納期限、納入場所等を区域外流入を行う者に通知しなければならない。 2 分担金は、許可の際に一括して徴収するものとする。ただし、<u>権限を行う市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (分担金の減免等) 第6条 \ \ \ (略) 2 <u>権限を行う市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)～(4) \ \ \ (略) (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上その他特別の<u>事情</u>があると<u>権限を行う市長</u>が認めるとき。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第16条 陸前高田市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第5号）の一

部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>陸前高田市水道事業の設置等に関する条例</u>	<u>陸前高田市上下水道事業の設置等に関する条例</u>

(水道事業の設置)
第1条 \ \ \ (略)

(経営の基本)
第2条 水道事業

_____は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 名称、_____給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表のとおりとする。

(組織)
第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第8条の2の規定により、水道事業_____に管理者を置かないものとする。
2 法第14条の規定により、水道事業の管理者の権限を行う市長_____（以下「権限を行う市長」という。）の権限に属する事務を処理させるため水道事業所を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業_____の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつ

(設置)
第1条 \ \ \ (略)

2 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業として、次の事業を設置する。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 農業集落排水事業
- (3) 漁業集落排水事業

(下水道事業に対する地方公営企業法の適用)

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第2条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表のとおりとする。

3 下水道事業の処理区域等は次のとおりとする。

- (1) 公共下水道事業 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による事業計画（以下「事業計画」という。）に定める予定処理区域面積及び計画処理人口
- (2) 農業集落排水事業 陸前高田市農業集落排水施設条例（平成11年条例第19号）第2条に定める施設及び処理区域
- (3) 漁業集落排水事業 陸前高田市漁業集落排水施設条例（平成16年条例第11号）第2条に定める施設及び処理区域

(組織)

第3条 法 _____第7条ただし書及び令 _____

_____第8条の2の規定により、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長_____（以下「権限を行う市長」という。）の権限に属する事務を処理させるため建設部_____を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業_____の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつ

ては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。 （議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等） 第6条 <u>水道事業</u>の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。 （業務状況説明書類の提出） 第7条 権限を行う市長は、<u>水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1)及び(2) 、、（略） (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため権限を行う市長が必要と認める事項 3 、、（略）	ては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。 （議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等） 第6条 <u>上下水道事業</u>の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。 （業務状況説明書類の提出） 第7条 権限を行う市長は、<u>上下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1)及び(2) 、、（略） (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため権限を行う市長が必要と認める事項 3 、、（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第17条 陸前高田市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>陸前高田市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>陸前高田市水道事業</u> に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (給与の種類) 第2条 、、、(略) 2 、、、(略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当 とする。 (住居手当) 第6条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（権限を行う市長の指定する住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他権限を行う市長が定める職員を除く。） (2) <u>当該職員の所有に係る住宅（権限を行う市長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他権限を行う市長が定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</u> (3) <u>第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員（次号において「単身赴任手当支給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（権限を行う市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして権限を行う市長が定めるもの</u> (通勤手当) 第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。	<u>陸前高田市上下水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>上下水道事業（陸前高田市上下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第5号）第2条第1項に規定する上下水道事業をいう。）</u>に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 (給与の種類) 第2条 、、、(略) 2 、、、(略) 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び災害派遣手当</u>とする。 (住居手当) 第6条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（権限を行う市長の指定する住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他権限を行う市長が定める職員を除く。） (2) <u>第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員</u> で、配偶者が居住するための住宅（権限を行う市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして権限を行う市長が定めるもの (通勤手当) 第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金_____を負担することを常例とする職員_____ _____ _____ _____ (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員_____ _____ _____ _____ (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員_____ _____ _____ _____ _____	(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（<u>交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。</u>） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。</u>） (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（<u>交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。</u>） <u>（災害派遣手当）</u> <u>第１５条の２ 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて陸前高田市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市水道事業給水条例の一部改正）

第１８条 陸前高田市水道事業給水条例（平成９年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（給水区域） 第２条 水道事業の給水区域は、<u>陸前高田市水道事業の設置等に関する条例</u>（昭和４３年条例第５号）第２条第２項に定めるところによる。	（給水区域） 第２条 水道事業の給水区域は、<u>陸前高田市上下水道事業の設置等に関する条例</u>（昭和４３年条例第５号）第２条第２項に定めるところによる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第２条の改正部分 令和５年１月１日
 - (2) 附則第２項の規定 令和５年３月３１日
(陸前高田市農業集落排水事業特別会計設置条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 陸前高田市農業集落排水事業特別会計設置条例（平成８年条例第７号）
 - (2) 陸前高田市漁業集落排水事業特別会計設置条例（平成１２年条例第２８号）
 - (3) 陸前高田市都市下水路条例（昭和６１年条例第１１号）
 - (4) 陸前高田市下水道事業特別会計設置条例（平成５年条例第５号）

議案第 6 号

陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並び
にビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年条例第 3 2 号）の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第
9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙公営限度額の改定をしようとして提案す
るものである。

陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市議会議員及び陸前高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並び
にビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第32号）の一部を次
のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（選挙運動用自動車の使用における公費の支払） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 、、（略） (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代	（選挙運動用自動車の使用における公費の支払） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 、、（略） (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代

金と合算して、7, 560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ ッ、（略）

（ビラの作成の公営）

第6条 候補者は、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じ、同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成における公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じ、同号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（ポスターの作成の公営）

第9条 候補者は、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310, 500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポ

金と合算して、7, 700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ ッ、（略）

（ビラの作成の公営）

第6条 候補者は、7円73銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じ、同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成における公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じ、同号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（ポスターの作成の公営）

第9条 候補者は、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポ

スターを無料で作成することができる。この場合において<u>は</u>、第2条ただし書の規定を準用する。	スターを無料で作成することができる。この場合において__、第2条ただし書の規定を準用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に係る所要の改正をしようとして提案するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第９号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第２条 育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次のとおりとする。	第２条 育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次のとおりとする。
(1)及び(2) \\\ (略)	(1)及び(2) \\\ (略)
(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員 _____ 以外の非常勤職員	(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u> 以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
<u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員</u>	<u>(7) その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４の規定に該当する場合にあっては、当該子が２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後の任期）が満了すること及び引き続き</u>
<u>(4) その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（_____第２条の４の規定に該当する場合にあっては、_____２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後の任期）が満了すること及び特定職に引き続き</u>	<u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u>
<u>(9) \\\ (略)</u>	<u>(4) \\\ (略)</u>
イ 第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）	イ 次のいずれかに該当する非常勤職員
	<u>(7) その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあ</u>

(非常勤職員が育児休業をすることができる
期間の末日)

(1)及び(2)　、 、 、 （略）

つては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(非常勤職員が育児休業をすることができる
期間の末日)

(1)及び(2) 、 、 、 (略)

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

イ 、 、 (略)

、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて、第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては、ウに掲げる場合に該当する場合）当該子が1歳6か月に達する日

ウ 、 、 、 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場

合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号_____のいずれにも該当するとき

_____とする。

(1)及び(2) 、、、(略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(4) 、、、(略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした

合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する_____非常勤職員が_____

_____次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて、次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)及び(3) 、、、(略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(4) 、、、(略)

職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)及び(7) 、、、(略)

(8) その

____任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該____任期の日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。こと。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(5) 、、、(略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書____により任命権者に申し出た場合に限る。）。)

(7) 、、、(略)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。

(1) 、、、(略)

(2) 次のいずれにも該当する

____非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(5)及び(6) 、、、(略)

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの____が____、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。こと。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(1)～(5) 、、、(略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。)

(7) 、、、(略)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。

(1) 、、、(略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

議案第 8 号

陸前高田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（昭和 5 0 年条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

セカンドオピニオン相談料の設定に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（昭和５０年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（使用料等） 第２条 、、、（略） ２ 次の各号に掲げる使用料等の額は、算定方法に定める１点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 （１） 使用料 ア～エ 、、、（略） オ及びカ 、、、（略） （２） 、、、（略） ３及び４ 、、、（略）	（使用料等） 第２条 、、、（略） ２ 次の各号に掲げる使用料等の額は、算定方法に定める１点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 （１） 使用料 ア～エ 、、、（略） オ <u>セカンドオピニオン相談料 相談時間</u> <u>３０分まで１，０００点、その後１５分</u> <u>までごとに５００点を加えた点数とする。</u> カ及びキ 、、、（略） （２） 、、、（略） ３及び４ 、、、（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

陸前高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

消防団員の定数の見直し及び総務省消防庁が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（定員） 第2条 団員の定数は、<u>865人</u>とする。 （任用） 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号の_____資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。 (1) 陸前高田市内に居住する者 (2)及び(3) \ \ \ （略） （分限） 第5条 \ \ \ （略） 2 団員は、次の各号の一_____に該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) \ \ \ （略） (2) <u>陸前高田市外に転住したとき。</u> 第7条 \ \ \ （略） （服務規律） 第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を	（定員） 第2条 団員の定数は、<u>639人</u>とする。 （任用） 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の各号に<u>掲げる</u>資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。 (1) 陸前高田市内に<u>居住し、又は勤務する者</u> (2)及び(3) \ \ \ （略） （分限） 第5条 \ \ \ （略） 2 団員は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) \ \ \ （略） (2) <u>第3条に規定する資格の要件を満たさなくなったとき。</u> 第7条 \ \ \ （略） <u>（休団）</u> 第8条 <u>消防団の活動に長期間従事することができない団員は、3年を超えない範囲で、消防団の活動を休止（以下「休団」という。）することができる。</u> <u>2 前項の規定により団員が休団をしようとするときは、あらかじめ団長においては市長、団長以外の団員にあつては団長の承認を受けなければならない。</u> <u>3 前項の規定は、休団をしている団員が復帰しようとする場合において準用する。</u> <u>4 休団をしている団員については、第9条及び第10条の規定は、適用しない。</u> <u>5 休団をしている団員が復帰したときの当該団員の階級は、当該休団をした日に当該団員が属していた階級とする。</u> <u>6 前各項に定めるもののほか、休団に関し必要な事項は、別に定める。</u> （服務規律） 第9条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を

受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条～第11条 、、、(略)

(報酬)

第12条 団員には、次により報酬を支給する。

団長	年額	176,800円
副団長	年額	112,800円
分団長	年額	89,900円
副分団長	年額	58,600円
部長	年額	51,700円
班長	年額	28,800円
団員	年額	23,500円

2 機械技術団員については、前項に定める報酬額のほか、自動車、小型の各ポンプにより、最高40,000円を限度とし、1台につき1名に限り予算に定める額を加給する。

(費用弁償)

第13条 、、、(略)

2 用務地が陸前高田市内であるときは、前項の規定にかかわらず、消防長又は団長が招集した会議若しくは講習等に出席した場合又は

受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第10条～第12条 、、、(略)

(報酬)

第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員に支給する年額報酬は、次の表のとおりとする。

区分	報酬額
団長	176,800円
副団長	112,800円
分団長	89,900円
副分団長	58,600円
部長	51,700円
班長	41,000円
団員	36,500円

3 前項の規定にかかわらず、年額報酬は、年度途中において団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて月割りにより計算した額を支給する。

- (1) 新たに団員となり、又はその職を退いたとき。
- (2) 報酬額の異なる区分に異動したとき。
- (3) 休団している期間があるとき。

4 団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合には、当該各号に定めるところにより出勤報酬を支給する。

- (1) 災害（捜索を含む） 一日につき
3時間未満 3,000円
3時間以上6時間未満 6,000円
6時間以上 8,000円
- (2) 警戒 一日につき 2,200円
- (3) 演習又は訓練 一日につき 2,200円

(費用弁償)

第14条 、、、(略)

2 前項の規定にかかわらず、消防長又は団長が招集した会議若しくは講習等に出席した場合

命令により火消その他の災害警戒のため出勤した場合には、別に市長が定める費用弁償を支給する。 (報酬等の支給方法) <u>第14条</u> <u>第12条</u>及び前条に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、<u>特別職の職員の報酬及び費用弁償支給</u> <u> </u>の例による。 <u>第15条</u> \ \ \ (略) (退職報償金) <u>第16条</u> \ \ \ (略) 2 \ \ \ (略) <u>第17条</u>及び<u>第18条</u> \ \ \ (略) 備考 改正部分は、下線の部分である。	<u> </u>には、<u>市長が別に定める費用弁償</u>を支給する。 (報酬等の支給方法) <u>第15条</u> <u>第13条</u>及び前条に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、<u>陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第9号)</u>の例による。 <u>第16条</u> \ \ \ (略) (退職報償金) <u>第17条</u> \ \ \ (略) 2 \ \ \ (略) 3 <u>第8条に定める休団をした期間がある団員については、前項に定める退職報償金の額を算定する場合において、当該休団をした期間を勤務年数に算入しないものとする。</u> <u>第18条</u>及び<u>第19条</u> \ \ \ (略)
---	---

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正部分は、令和４年１０月１日から施行する。